

外国漁船操業等調査・監視事業の実施指導要領

(外国漁船操業等調査・監視に対する助成事業)

平成26年3月20日策定

最終改正 令和6年8月20日

1. 事業の目的

平成25年4月に署名が行われた公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決めについては、互いに相手国の漁船に自国法令を適用しない水域が設定され、台湾漁船による大半の漁場の占有により我が国漁船の操業が脅かされている状況にあり、我が国漁業者の安全操業に対する不安が高まっているところである。このため、当該助成事業は、台湾漁船等の操業により影響を受けている水域において、台湾漁船等の操業状況及び漁場形成状況等を調査・監視することにより、我が国漁業者の安全と操業秩序の維持及び操業機会の回復・拡大を支援することを目的とする。

2. 対象水域

日台漁業取決め第2条に規定される水域及び周辺水域の台湾漁船等の操業により影響を受ける水域。

3. 調査事業の内容について

- (1) 事業実施者は、公益財団法人 沖縄県漁業振興基金（以下「財団」という。）の沖縄漁業基金対策事業交付規則（以下「交付規則」という。）別記様式第2-1号に従い事業実施計画を策定し承認を得た外国漁船操業等調査・監視事業計画（以下「計画」という。）に基づき、外国漁船操業等調査・監視事業の実施状況等を管理し、調査に参加する漁船（以下「調査船」という。）を指導しなければならない。計画書には、参加船名簿（別記様式第1号）を添付すること。
- (2) 事業実施者は、計画の管理・進行及び調査船の指導のため、必要な措置をとるものとする。
- (3) 財団は、事業実施者からの事業実施計画を総合的に審査し、必要に応じ、水産庁と協議の上、事業実施者に対し事業実施計画の変更指導を行うものとする。
 - ① 事業実施者は、年度途中で事業実施計画の変更を行う場合、財団と協議する。
 - ② 上記3の(1)の参加船名簿に変更が生じた場合は、参加船名簿の変更申請書（別記様式第1-2号）により、財団と協議を行うものとする。
- (4) 調査船は、調査活動の経過を、正午の定時連絡（別記様式第2-1号）に記録し、遅滞なく事業実施者を經由して財団に報告しなければならない。

なお、設備等の関係で、正午の定時連絡を行うことが難しい調査船においては、調査・監視報告書（速報）（別記様式第2-2号）を当該調査終了後毎に、遅滞なく事業実施者を經由して財団に報告しなければならない。
- (5) 事業実施者は、調査・監視実績報告書（別記様式第3-1号）を取りまとめるうえで、「外国漁船操業等調査・監視事業実績報告書」（交付規則別記様式第2-4号）

を作成し、財団に報告する。

4. 助成の実施

対象水域における台湾漁船等の操業状況調査、漁場形成状況等調査の計画に要する経費及び計画策定によって定められた海域における台湾漁船等の操業状況調査、漁場形成状況等調査に要する経費を定額で助成。

5. 調査船の選定の際の留意事項

- (1) 台湾漁船等により操業に影響を受ける漁業者の安定的な操業確保を目指す事業の趣旨に鑑み、事業実施者は、対象海域において調査を確実に遂行できる漁船を選定するものとする。
- (2) 事業実施者が選定する調査船は、事業実施計画の承認申請日以前1年の間に漁業関係法令及び労働関係法令（以下「関係法令」という。）に違反する行為により刑に処されていない又は行政処分を受けていない漁船に限る。なお、関係法令違反の日は、処分が確定した関係法令に違反する行為の発生日とする。
- (3) 事業実施計画の承認申請を行った日の翌日から作業実施終了までの間に調査船が関係法令に違反する行為により刑に処された又は行政処分を受けた場合、速やかに事業実施者は当該船舶の取り消し又は代船を申請すること。

6. 調査の実施における留意事項

(1) 調査計画の策定

事業実施計画に基づき、調査計画を作成すること。

(2) 調査の実施

① 事前連絡

調査は事業実施計画に基づき行うこととし、具体的行動については、3日前までに従事する漁船の運航計画（別記様式第4号）に係る以下の事項を財団及び水産庁資源管理部漁業調整課等の関係機関に連絡すること。

ただし、尖閣諸島周辺海域等、事業の遂行に安全性が懸念される一部海域に出動する場合は、原則、1週間前までに連絡を行うこととする。これに該当する海域の選定は、財団からの指示に従うこと。

- 1) 調査実施時期
- 2) 調査に従事する漁船の名称
- 3) 調査に従事する漁船の入出港予定日時
- 4) 調査の対象となる海域
- 5) 船舶電話を所持している漁船は電話番号を記載すること。
- 6) 漁獲調査を行う予定の有無を記載すること。

② 乗組員

乗組員は労働契約を締結した漁業従事者とし、雇用契約書等（※）の写しを財団及び事業実施者宛てに提出すること、また、乗組員の選定は、事業実施者内の部会等で選定すること。

(※) 提出する雇用契約書等は、賃金、労働時間等の労働条件に係る事項が記載されているものとする。

③ 乗組員数

原則として、調査等の作業を行う場合は、通常操業時の乗組員数のうち3名以内とする。

④ 調査実施上の注意事項

- 1) 調査計画を遵守すること。特に、「外国漁船操業等調査・監視に係る作業実施船の事前連絡について(別記様式第4号)」に基づく、事前連絡で定めた1回の出船数を超えることのないよう、事業実施者は十分に配慮すること。
- 2) 外国漁船を視認した際は、乗組員の安全確保を最優先とした上で船名等の確認に努める。また、外国取締船を発見した場合は、むやみに近づかないようにすること。
- 3) 外国漁船を視認し侵犯船(無許可操業)と考えられる場合は、乗組員の安全確保を最優先とした上で船名、許可番号を確認し、直ちに漁業取締当局へ通報すること。その時点においても、漁業取締当局への通報に留め、過度の追跡や威嚇行動を絶対にとらないこと。
- 4) 権限のある当局(水産庁、海上保安庁等)から指導・助言がなされた場合、それに従うこと。

⑤ 誓約書の締結

調査船の所有者は本事業に係る誓約書(別記様式第7号)を2部作成し、財団及び事業実施者宛てに提出すること。

⑥ 作業時間

調査航海期間が2日以上の場合は、原則として1日あたり8時間とする。それ以外の調査の場合は、原則として出港から帰港までの時間を8時間とする。但し、やむをえず出港から帰港までの時間が4時間となった場合は、賃金及び用船料は半日扱いとし、2時間の場合は保険料のみの助成とし、その他の経費助成は行わない。

- ア. 天候の急変悪化等の不可抗力により、やむを得ず調査の所定時間を短縮したときには、調査帰港後、速やかに作業時間短縮理由書(別記様式第5号)を事業実施者の代表者及び財団に報告すること。
- イ. 調査作業船出動の判断に当たっては、調査時間及び調査期間中の安全確保、海難事故防止のため、出港から帰港までの間の気象情報・海上警報等を十分に確認し安全を優先すること。

⑦ 記録写真の提出

写真は次のようにして撮影する。

- ア. デジタルカメラ又はスマートフォンで撮影すること。
- イ. 出港・帰港時に漁船登録番号の前で乗船員全員の集合写真(日時印字入り)を撮影すること。
- ウ. 出港時、作業時及び帰港時にGPS航法装置又はGPSプロッタの画面全体を撮影すること(日時及び緯度経度が判別できるよう撮影し、判別できない場合は、併せて表示箇所を拡大して撮影すること)。
- エ. 作業時間又は航海期間に行動した範囲を明確にするため、帰港時にGPSプロッ

タを航跡表示にした画面全体を撮影すること（日時、緯度経度及び航跡は、判別できるよう撮影し、判別できない場合は、適宜拡大して撮影すること）。

ただし、何らかの問題により上記対応が困難な場合は、代替方法等について予め財団の承認を得ること。

オ. デジタルカメラ等による GPS 航法装置又は GPS プロッタ画面の撮影以外に、作業を行った日時、緯度経度及び航跡を証明できる方法がある場合は、予め財団に協議した上で、事業実施計画承認申請書に具体的な方法を記載し、財団及び水産庁の承認を得ること。

⑧ 漁獲物の販売実績の提出

漁獲物の販売実績を証明する書類／市場の水揚げ切書（別記様式第 2－3 号）により調査・監視報告書（速報）（別記様式第 2－2 号）に添付して提出すること。

⑨ 調査以外の活動の禁止

台湾漁船等の操業状況調査・監視、台湾等取締船の行動調査・監視又は漁場調査以外の行為（乗船料等の漁業活動以外の収入を得る行為等）を行う場合は、助成の対象外とする。

⑩ 賃借した船舶電話の使用

財団の許可を得て賃借した船舶電話の使用にあたっては、事業実施者の管理の下に使用する。本事業以外に通常操業時も船舶電話を使用する者は、別記様式第 2－2 外国漁船操業等調査・監視報告書（速報）を提出する場合に限り使用することができる。なお、船舶電話の通話にあたっては、緊急連絡及び定時連絡等以外の個人使用は助成の対象としない。

⑪ 備品の管理及び処分について

財団の許可を得て購入した備品については、事業実施者は備品管理台帳（別記様式第 6 号）により財団に報告する。事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理する。処分制限期間後の処分に当たっては別途財団と協議する。なお、備品の当該調査以外の使用は認めない。

⑫ 調査監視活動中に発生した事故等については、事故報告書（別記 7）を作成し、速やかに関係機関へ報告すること。

7. 年度事業規模について

各事業実施者に対する助成額は、財団が沖縄漁業振興基金事業の予算の範囲内で決定する。

8. 経費内容

作業実施に伴う経費は次のとおりとし、別途設定する。

- ① 調査等の計画策定に要する経費
- ② 調査等に要する経費

9. 調査管理簿等の整備

調査実施状況及び調査実施に伴う経費の管理を適正に行うために、以下の事項を記入

する調査管理簿等を作成し、領収書等の信憑書類とともに保管すること。

なお、領収書等が保管されていない場合、助成対象経費として認められないので注意すること。

- ① 調査計画の策定に関する事項・・・会議資料・議事概要書
- ② 調査に関する事項・・・・・・・・・・調査報告書等

10. その他

操業の安全確保の観点から、調査実施中だけでなく通常時においても、以下の事項を徹底されたい。

- (1) 外国取締船を発見した場合は、むやみに近づかないようにすること。
- (2) 外国漁船を視認し侵犯船（無許可操業）と考えられる場合は、乗組員の安全確保を最優先とした上で船名、許可番号を確認し、直ちに漁業取締当局へ通報すること。その時点においても、漁業取締当局への通報に留め、過度の追跡や威嚇行動を絶対にとらないこと。
- (3) 権限のある当局（水産庁、海上保安庁等）から指導・助言がなされた場合、それに応じること。

11. 作業取りまとめ様式

参加船名簿	別記様式第1号
参加船名簿の変更申請書	別記様式第1-2号
FAX送信書 正午の定時連絡	別記様式第2-1号
外国漁船操業等調査・監視報告書（速報）	別記様式第2-2号
水揚げ切書	別記様式第2-3号
外国漁船操業等調査・監視実績報告書（①、②、③）	別記様式第3-1号
作業実施船の事前連絡	別記様式第4号
作業時間短縮理由書	別記様式第5号
備品管理台帳	別記様式第6号
誓約書	別記様式第7号
外国漁船操業等調査・監視作業費用統括表	別記1
外国漁船操業等調査・監視作業費用明細表	別記2
外国漁船操業等調査・監視経費（支払・購入）報告書兼請求書	別記3
助成金領収証	別記4
報告書作成等事務に係る業務日誌（例）	別記5
源泉徴収票の台紙	別記6
事故等報告書（例）	別記7

12. 附則

- (1) 平成30年3月13日の一部改正は、平成30年度事業開始より適用する。
- (2) 令和2年4月1日一部改正

- (3) 令和2年9月24日一部改正
- (4) 令和4年3月9日一部改正
- (5) 令和5年3月31日一部改正
- (6) 令和5年8月15日一部改正
- (7) 令和5年11月2日一部改正
- (8) 令和6年8月20日一部改正

経費助成基準

外国漁船操業等調査・監視事業（助成率：定額）

（１）調査等の計画策定及び結果報告に要する経費

事業実施者関係

①会場借料等 実費助成

②旅費等（事業実施者の規定による） 実費助成

③会議費等 実費助成

④通信費等 実費助成

※ 事業実施者による本事業に係る通話料及びFAXの通信費については、助成の対象とする。通信記録を作成し、利用明細と合わせて財団に提出することとする。

⑤会議資料・議事概要印刷費等

⑥消耗品費等 実費助成

⑦報告書作成等事務職員賃金 実費助成 担当者の給与相当時間給×実作業時間数

（実作業日時間数は、1ヶ月につき112時間までを上限とする。）

⑦の経費の請求については、各事業実施者において、別記5を作成し、財団に提出することとする。

（２）調査等に要する経費

ア 賃金

① 1日当たりの賃金25,200円/日（日当20,200円、保険3,800円、食費1,200円）に実作業従事者数を乗ずる。

② 作業時間短縮の場合は、以下のとおりとする。

作業時間	賃金
2～4時間	3,800円/1人（保険3,800円）
4～8時間	12,600円/1人（日当8,800円、保険3,800円）

イ 用船料

新トン	用船料
15トン未満	42,000円/日・1隻
15トン以上30トン以下	54,000円/日・1隻
31トン以上40トン以下	93,000円/日・1隻
41トン以上55トン以下	111,000円/日・1隻
56トン以上75トン以下	154,000円/日・1隻
76トン以上	173,000円/日・1隻

注1 旧トンの場合は新トンに換算して下さい。その際ベースとなる旧トンは許可名簿の有効トン数となります。

注2 作業時間を短縮し出港から帰港まで8時間未満の場合は、上記用船料の半額とする。また、作業時間が4時間未満の場合は用船料を支給しない。

ウ 燃料費

① 燃油：実費助成

参加漁船は、作業出動前に、燃油を満タン状態に給油しておき、作業完了時に消費分を補給する。

② 潤滑油：燃油消費量×0.002×潤滑油単価

注1 作業時間が2時間の場合は燃料費を支給しない。

エ 賃借料：実費助成

調査を実施するために必要な機器・設備に係る賃貸料（リース又はレンタル一式等）

オ 備品費、消耗品費：実費助成

① 備品費：調査機材の購入等に係る費用（デジタルカメラ、ビデオカメラ、その他財団が必要と認める物品）のみとする。

② 消耗品費：メモリーカード（4～8ギガ程度のSDカード等）及び現像代のみとする。

カ 通信費：実費助成

① 船舶電話の通話料等を対象とする。なお、経費の助成にあたり、緊急連絡及び定時連絡等以外の個人使用に係る通話料等については助成の対象としない。

注1 備品の購入については、本事業の実施に必要なであることがわかる理由書を添付すること。

注2 備品、消耗品の管理については、別記様式第6号のとおり管理簿を作成の上、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間において厳重に管理すること。

注3 備品、消耗品について目的外使用が認められた場合は、当該物品に係る残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額を納付すること。

注4 故障、紛失等に係る経費は助成対象としない。